



# 野焼き(屋外燃焼行為)は

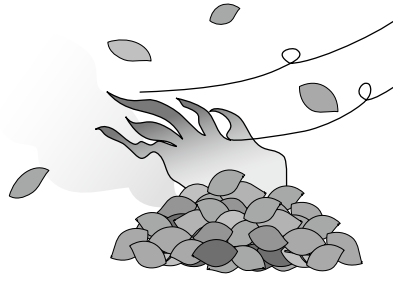
## 禁止されています!

### 法令により原則禁止

一般家庭や事業所から出るごみを庭や畑などで焼却する行為いわゆる野焼きは、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(以下、「県条例」)で焼却施設を使用しない屋外で行う燃焼行為は原則禁止されています。

野焼きは、周囲の人に煙や悪臭で迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなります。これに違反すると、2年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

なお「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でも、原則、屋外燃焼行為は禁止しており、これに違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられる場合があります。



### 例外として認められる場合

県条例で例外として認められる屋外燃焼行為は次のとおりです。

- ・「焼き畑、下枝の焼却」など農林業者が自己の農林業の作業に伴う燃焼行為(合成樹脂、ゴム、油脂類または布を含まないもの)
- ・「落ち葉たき」などたき火その他日常生活を営むうえで通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- ・「キャンプファイヤー」「バーベキュー」その他屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
- ・「どんど焼き」「正月のしめ縄などを焼く行事」など地域の慣習による催し、または宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為
- ・消火訓練に伴う燃焼行為
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために行う燃焼行為

例外的の燃焼行為であっても周辺に煙や臭気などによる迷惑を掛けないようにしましょう。

問環境課 ☎(72) 4438



## 飼いのいない猫の不妊去勢手術について

### 猫についての相談や苦情

町では、猫についてのご相談や苦情が多く寄せられています。ご相談の多くは、猫のフンや尿に関するもので、これは近隣トラブルの原因にもなります。

また、野良猫の多くは屋外で暮らしているため、交通事故や感染症、猫同士の喧嘩などによつて負傷し、人に看病されなまま命を落とすこともありま

す。不妊去勢手術を受けていない野良猫が子どもを産み、野良猫がさらに増えていくと、近隣トラブルに限らず、こうした問題も増えていきます。

### 不妊去勢手術の助成制度

町では、飼いのいない猫(野良猫)が引き起こすフン尿等による生活被害を防止し、飼いのいない猫の増加を抑え、人と猫が共生できる町づくりを推進するため、飼いのいない猫の不妊・去勢手術費の一部を助成します。詳細については、電話でのお問合せ、あるいは町ホームページをご覧ください。



問環境課 ☎(72) 4438

## 町営住宅(月京)の入居者募集

### 入居日

3月1日(月)(予定)

### 申込資格

次の全てに該当する方

- ① 申込者が成人であること。
- ② 夫婦または親子を主体とした家族であること。
- ③ 申込者が町内に継続して1年以上住民登録していること。

または町内の事業所に継続して1年以上勤務していること。(基準日は令和3年1月4日)

- ④ 町が定める住宅困窮理由に該当すること。
- ⑤ 所定の方法で計算した月収額が基準以下であること。

### 募集住宅

月京住宅(月京11番1号) 募集戸数 1戸(南棟1階) 間取 2LDK

### 申込方法

郵送のみ

### 申込期間

12月10日(木)から1月4日(月)まで(消印有効)

### その他

詳しくは12月10日(木)から役場1階受付、保健センター1階福祉課窓口、国府支所で配布する「募集のしおり」をご確認ください。

問福祉課 ☎内線314

## パブリックコメントを募集します

- ▶ **計画名** 第3次大磯町男女共同参画推進プラン(素案)
- ▶ **概要** 男女共同参画社会の実現のため、町の施策の基本的な考え方の方向性を明らかにし、指針とするものです。
- ▶ **募集期間** 12月7日(月)~1月6日(水)
- ▶ **閲覧場所** 町ホームページ、町民情報コーナー(役場本庁舎・国府支所)、生涯学習館、図書館本館、横溝千鶴子記念障害福祉センター、世代交流センターさざんか荘
- ▶ **提出方法** 持参、郵送(消印有効)、FAX、Eメール、電子申請
- ▶ **その他** 様式は問いません。氏名、住所、連絡先、「第3次大磯町男女共同参画推進プラン(素案)」に対する意見であることを明記してください。
- ▶ **提出・問合せ先** 〒255-8555 大磯町東小磯183 町民福祉部町民課  
☎内線236 FAX(61)1991  
✉chiiki@town.oiso.kanagawa.jp